

近代日本における外国語教育政策：英語偏重型をめぐる議論の考察

下 絵津子

要 約

本論文では、明治・大正期の中学校における外国語教育を中心に、(1) 教育政策決定関連機関において、英語偏重の外国語教育に対抗する議論にどのようなものがあったのか、そして(2) その議論は外国語教育政策にどのような影響を与えたのか、という二つの課題を探究した。現在の日本の学校制度は、明治期に整備された近代学校制度が基礎となっており、英語偏重型であると批判される現在の外国語教育政策の枠組みも、その当時に確立された。そして、明治・大正期にも、現在と同様に、英語偏重型の外国語教育への批判が教育関係者の間で起こったのである。しかし、最終的に英語中心の外国語教育からの脱却に至ることはなかった。本論文では、そのような外国語教育政策の決定の過程を明らかにした。

まず、序章において、研究課題を設定した背景として、現在の日本の外国語教育が英語教育に偏重している問題を説明した。また、先行研究では、英語教育史においては幅広い研究がなされており、英語以外の外国語教育については、教育の実態や特定の人物の役割や貢献内容を対象とした研究があり、さらに、英語以外の外国語教育を推進することを目的としてまとめられた文献がある。しかし、これらの研究では、本論文で設定した研究課題を探究してこなかったことを指摘した。

第一章では、近代教育制度の基礎を築いた明治期を中心に、教育に関する法規における外国語の位置づけの変遷を整理した。本論文の中心は中学校であるが、教育制度全体との関連性からその位置づけを理解するために、初等教育、中等教育、高等教育、そして産業教育における法規について検討した。その結果、以下の点が指摘される。(1) 法規上では、英語が唯一の、あるいは、第一の外国語として示された場合と、英語以外の言語の教授が含まれるように「外国語」という表記が使用された場合があった。(2) 近代文明の移入に必要な専門教育において、英語・ドイツ語・フランス語が不可欠であり、そのため大学教育でこれらの言語が必要とされた。(3) 1880年代に高等教育においてドイツ語教育の強化が図られ、その一方、フランス語教育が縮小した。(4) 明治期にすでに英語は一外国語の科目となり、国民教育を実施する初等教育において、実用レベルの能力養成が期待された。(5) 英語以外の外国語の実用レベルでの能力育成の役割は、大衆教育や大学教育では認められず、産業教育において実施された。

第二章では、第一高等学校(1894(明治27)年までは第一高等中学校)の入学試験を中心に高等学校の入学試験における外国語の位置づけを明らかにし、それが中学校の外国語教育に与えた影響を考察した。第一高等学校の入学試験では、次の三つの重要な転機があったことが明らかになった。第一に、1895(明治28)年の第一部の一部においてドイツ語受験が可能とされ、第三部についてはドイツ語のみの受

験が可能とされたことである。第二に、1899（明治 32）年に、1901（明治 34）年から第三部の受験がドイツ語に加えて英語でも可能だと示されたことである。第三に、1919（大正 8）年の「官立高等学校高等科入学者選抜試験規程」により、文科乙類・理科乙類でドイツ語による受験が可能に、文科丙類でフランス語による受験が可能となったことである。しかも、1919（大正 8）年の改革は第一高等学校だけではなく、そのほかの官立高等学校すべてに及ぶ内容であった。

ドイツ語やフランス語が高等学校の入学試業に加えられたことで、高等教育におけるこれらの言語の価値を維持することにはつながった。しかし、1899（明治 32）年の規程の変更により、その二年後から第一高等学校第三部における英語の受験が可能になったことが示すように、高等教育への道が英語による受験により開かれるようになった状況では、中学校における外国語教育の英語偏重化を抑えることはできなかった。この時期、ドイツ語を教える中学校の割合は全国的に減少し、外国語教育の多言語化には到底つながらなかった。

第三章では、1898（明治 31）年の全国尋常中学校長会議における外国語教育に関する議論に着目した。この会議では、当時ドイツ語のみが指定されていた第一高等学校第三部の入学試業の外国語科目に英語を加えるべきだという建議案が可決された。本建議案に関する議論に関わった、勝浦鞆雄（東京府尋常中学校長）の教育観を考察し、議論を伝えた『朝日新聞』、『教育時論』、陸羯南の『日本（新聞）』の記事を検証した。勝浦は中学校でのドイツ語教育推進派の一人であり、彼の提案は、第一高等学校第三部の入試に英語を加えることではなく、ドイツ語の授業を中学校で開設することに関連していた。会議出席者の大多数が中学校で教える外国語は英語で十分であると認識し、中学校における英語以外の外国語教育を支持した者はわずか三名に過ぎなかった。「外国語＝英語」となった体制では、英語以外の外国語教育を推進する主張があったとしても、最終的には英語教育により優位な結果を引き起こす傾向にあることが示されたのである。

第四章では、文部大臣の初めての諮問機関である高等教育会議（1896～1913）での議論が明治期の中学校における外国語の位置づけに与えた影響を明らかにした。1899（明治 32）年開催の第三回会議では、「中學校ニ於ケル外國語ハ英語ニ限ルヘキカ」という諮問案が提出されたものの、撤回される。会議では、尋常中学校でのドイツ語教育を推進する内容の資料が参照され、その一つが、1901（明治 34）年に開催の第六回会議で可決された建議「道廳府縣中學校ニ於ケル獨逸語ニ関スル件」につながった。また、「外国語＝英語」という枠組みへの抵抗は、1900（明治 33）年開催の第五回会議でも見られた。1901（明治 34）年に制定の「中学校令施行規則」において、「外国語」を「英語」とせずに「外国語」と表記するに至った背景には、高等教育会議におけるこれらの議論があった。しかし、中学校におけるドイツ語教育の推進には至っていない。その背景要因には、当時重要な課題となっていた学校系統問題に関連する議論において確認された中学校の目的と、外国語を学ぶ目的が一致しなかったことが指摘される。

第五章では、高等教育会議の廃止を受けて発足した文部大臣の諮問機関である教

育調査会（1913～1917）の議論に着目した。教育調査会では、委員の江木千之を中心とする提案に、中学校教育でドイツ語を推進していく動きが見られた。しかし、そのために提案される教育制度は複雑化し、学制改革案を審議した大学令等に関する特別委員会での賛同を得ることができなかった。また、複数の種類の小学校や中学校を許す江木の提案は、菊池大麓に代表される、単線型の大衆教育を目指した普通教育観を持つ勢力からの反発を受けた。

英語以外の外国語を高等学校入学以前から十分に習得させたいと考える関係者にとっては、早期に学習を開始して高度なレベルのドイツ語あるいはフランス語を育成することが理想であったが、それが保障される教育制度の実現は難しく、言語の転換を認めることが最大の妥協策となった。結果的に、特別委員会でまとまった案では、外国語教育政策として、（１）一外国語主義を採用すること、（２）英語以外の外国語を含めた外国語の学習を十歳から開始する選択肢を含めること、（３）中学校・高等学校の外国語を英語・ドイツ語・フランス語のいずれかとする事、そして（４）中学校（中学科）から高等学校（高等科）に進学した際に言語の転換を許可すること、という四つの方針が盛り込まれた。

第六章では、本論文で設定した二つの研究課題について考察し、結論とした。1898（明治31）年の尋常中学校長会議、高等教育会議（1896～1913）における審議、そして、教育調査会（1913～1917）における審議に、英語偏重の外国語教育に対抗する議論が見られた。そして、これらの議論は、「なぜ外国語を学ぶのか」そして「いくつの外国語を学ぶべきか」という問題と深く関連していたことが明らかになった。

まず、中学校における外国語教育の英語偏重化に抵抗したのは、ドイツ語とフランス語教育の推進派であり、彼らの論拠は大学での専門教育を受けるためにこれらの言語が必要であるという点であった。しかし、中学校、そして高等学校の目的を普通教育とする学制改革の流れのなかで、大学教育に必要な言語の教育を普通教育の一環として実施することに矛盾が生じた。大学教育に至るまでの修学年数の短縮を目指して中学校で英語以外の外国語教育を開始するというドイツ語教育推進派による主張も、外国語を学ぶ目的と中学校教育の目的の不一致という点で受け入れられるものではなかったのである。

そして、学ぶべき外国語は一言語でよいという一外国語主義が、明治期から繰り返し議論されてきた。一つの外国語を学ぶとなると問題となるのが、どの言語を学ぶのかということである。つまり、「英語に限るべきか」という議論が生じる。しかし、英語を学ぶ者が大多数である現実において一外国語主義を採用した場合に、英語以外の外国語の教育を推進するには、学ぶ言語を途中で変更することを許すという対応を選択するしかない。結果として、日本の外国語教育は英語中心の状況に留まることになったのである。過去150年の間、その状況に大きな変化があったわけではない。一方で、英語完全一本化を免れている背景には、英語以外の外国語教育の重要性を主張する動きが繰り返し起こってきたことが明らかになった。